

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年7月16日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

### 1. G I グレード 0件

### 2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	その他	発電所構内(屋外)において電源設備工事に従事していた作業員が、体調を崩したため業務車にて病院へ搬送したところ、軽度の熱中症と診断された。治療し帰宅(不体)。【2015年7月14日公表済み】 <a href="http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2015/27071401p.pdf">http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2015/27071401p.pdf</a>	G III 以下

### 3. G III グレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	換気空調系のタービン建屋空気冷却チラー(B)に異常を示す警報が発生し、自動停止したことを確認した。当該チラーを点検・修理。	
2	1号機	低電導度廃液系クラッド除去装置用作動水配管弁室の照明スイッチに破損を確認した。当該スイッチを点検・修理。	
3	3号機	非常用ディーゼル発電機(A)機関シリンダの吸気管継ぎ手部から微量の凝縮水の滴下を確認した。拭き取り実施、受けパン設置済み。当該部を点検・修理。なお、非常用ディーゼル発電機の機能に影響なし。	
4	5号機	原子炉建屋内照明器具の点検時、1つの照明回路で絶縁抵抗測定値が低下していることを確認した。当該回路を修理。	